

IV 福祉事業

船員保険の福祉事業については、労災保険における労働福祉事業及び雇用保険における雇用安定事業等との整合性を図ることを基本とし、労働福祉事業又は雇用安定事業等の枠組みで実施することができる事業については、それぞれの事業として実施することが適当である。その際、労働福祉事業及び雇用安定事業等については、現在、行政改革推進法等を踏まえ、徹底的な見直しを行っているところであることから、船員保険の福祉事業として行われている事業についても、その必要性、効率性等を精査すべきである。また、これら以外の事業については、事業内容を精査した上で、船員労働の特殊性を踏まえて維持することが適当な事業及び医療保険の保険者として実施することが必要な事業については、引き続き新船員保険の福祉事業として実施すべきである。

1 労災保険の労働福祉事業

(略)

2 雇用保険の雇用安定事業等

- 雇用安定事業等においては、失業等給付の附帯事業として、失業の予防、雇用機会の増大、労働者の能力開発等に関する事業を実施しているが、統合後は船員についても雇用保険の対象となることから、船員に関しても雇用安定事業等の対象とすることが適当である。

(船員雇用安定事業の実施)

- 現在、船員保険の福祉事業として、日本船員福利雇用促進センター（S E C O J）*において、船員の職業及び生活の安定のため、雇用促進等事業が実施されている。一方、雇用保険においては、失業等給付の事業に資することを目的として、雇用安定事業等として、同様の事業が行われている。

* 日本船員福利雇用促進センターは「船員の雇用の促進に関する特別措置法（昭和 52 年法律第 96 号）」に基づき、船員の雇用の促進等を図ることを目的に指定された団体である。

- 雇用保険への統合後は、これらの事業について、当該事業の性格及び雇用安定事業等の趣旨を踏まえ、雇用安定事業等として対応することが適当である。

(移転費の支給及び就職促進手当の支給)

- 船員保険の福祉事業として実施していた移転費の支給については、雇用保険における移転費と同様のものであることから、統合後は雇用保険において支給

することが適當である。また、同事業で実施していた就職促進手当の支給については、平成3年度以降支給実績がないことから廃止することが適當である。

3 新船員保険の福祉事業

(略)

V 運営主体

1 新船員保険

(略)

2 労災保険及び雇用保険に係る地方運輸局の業務

(労働災害の予防と補償の連携の確保)

- 労働基準法や船員法に基づく労働基準に係る船舶所有者の監督業務は、労働災害の予防としての役割も果たしているが、これについては、現行どおり国土交通大臣及び船員労務官が実施することとする。あわせて、労働災害の予防と補償を一体的に行う必要性を考慮し、労働災害の予防を所掌する国土交通省と労働災害の補償を所掌する厚生労働省との間に船舶所有者又は船員に対する指導の要請などの連携規定を設けることとする。
- 船員法の適用を受ける船員に関する未払賃金立替払事業については、労災保険統合後は、労働福祉事業における同様の事業の範囲で、船員も対象とするが、未払賃金立替払事業のうち、事実上の倒産の認定、未払賃金の額の確認等については、現行どおり地方運輸局長が行うこととする。あわせて、事業の適正な運営を確保するため、監督機関からの本来的な使用者責任の追及を所掌する国土交通省と立替払金の支払、不正受給に係る返還命令及び債権管理業務を所掌する厚生労働省との間に、事業の適正化のための措置の要請などの連携規定を設けることとする。

(失業認定業務の実施体制)

- 求職者給付の前提となる失業認定については、現在、地方運輸局及び公共職業安定所が認定機関となっている。これは、船員関連の求職への対応を地方運輸局で行う一方、その他の求職への対応を公共職業安定所で行っていることによるものである。

今後も、現行どおり、船員関連の求職活動を希望している場合には、地方運輸局において認定・紹介業務を一元的に行えるようにすることが適当である。なお、現在、地方社会保険事務局及び社会保険事務所が船員保険の被保険者資格の得喪業務を行っているが、今後は、雇用保険の被保険者資格の得喪業務として公共職業安定所が行うことが適当である。

VI 費用負担

1 労災保険の保険料

(略)

2 雇用保険の保険料及び国庫負担

(保険料)

- 現在、船員保険の失業部門の適用のある船員を雇用する事業については、短期間に就職と離職を繰り返す被保険者の割合が高いとは考えられないことから、雇用保険料率については、一般の事業と同等に取り扱うことすべきである。

(国庫負担)

- 現在、船員保険の失業部門に係る国庫負担割合については、雇用保険の国庫負担割合と同率となっている。船員保険の失業部門を統合した後は、雇用保険の取扱いに合わせることとなる。

(船員保険の特別失業保険料)

- 現在、船員保険においては、船舶所有者の都合による離職割合が高い船舶所有者に対し、保険給付に係る費用負担との均衡を図るために、特別失業保険料（1%から5%の範囲内）を賦課している。雇用保険においては、このような制度ではなく、また、船舶所有者のみ特別保険料率を賦課する理由がないため、廃止されることとなる。

3 新船員保険の保険料及び国庫負担

(略)

VII 施行時期及び経過措置等

1 主な改正の施行時期

(1) 平成19年度に施行予定のもの

雇用保険法の見直しに併せて、平成19年度に以下の見直しについて施行することとすべきである。

- ・ 失業部門に係る保険料率の見直し
- ・ 失業部門に係る国庫負担の見直し

(2) 平成22年度までに施行予定のもの

以下の現行の船員保険制度の見直し、新船員保険制度への移行に伴う措置については、平成22年度までに施行することとすべきである。

- ・ 職務上疾病・年金部門の労災保険への統合
- ・ 失業部門の雇用保険への統合
- ・ 船員保険の運営主体の見直し

2 経過措置

(1) 職務上年金部門及び失業部門の移換金

(職務上年金部門の移換金)

(略)

(失業部門の移換金)

- 雇用保険への統合後に船員に対する給付を行うに当たっては、統合前に受給資格決定した者に対する給付を引き継ぐこと、過去の被保険者期間を通算した形で給付を行うこと等を考慮する必要がある。
- こうした点を踏まえると、少なくとも統合する年度に係る船員に対する給付費については、従来の雇用保険の加入者が責任を負うべき部分は少ないため、例えば、少なくとも失業部門の給付費の1年分程度の水準は、移換金として労働保険特別会計に承継することが必要である。
- なお、具体的な移換の額については、施行に向けた準備を行う時点で確定することが必要である。

(2) 職務上疾病部門・年金部門の移行期間に係る支給決定及び支払事務

(職務上疾病部門)

(略)

(職務上年金部門)

(略)

(失業部門)

- 施行日前に支給が開始された船員保険の失業等給付に係る失業の認定・支給等については、これまでどおり地方運輸局及び公共職業安定所において行うことが適当である。当該給付に関して、施行日以後に行われた地方運輸局及び公共職業安定所による失業の認定・支給等については、船員保険の失業等給付について行われたものとみなすことが適当である。

(3) 雇用保険への統合に伴う被保険者期間の通算

- 雇用保険への統合に当たっては、船員保険の被保険者であった期間も雇用保険の被保険者期間に通算させることが適当であるため、失業部門を雇用保険制度に統合することに伴って施行日より雇用保険の被保険者となった者については、失業部門の被保険者であった期間を雇用保険の被保険者であった期間とみなすべきである。

(4) 雇用保険の適用除外とする年齢の引上げ

- 船員保険の失業部門においては、60歳以上は原則適用除外とし、60歳前より引き続き雇用される者を高齢継続被保険者としている。一方、雇用保険においては、65歳以上を原則適用除外とし、65歳前より引き続き雇用される者を高年齢継続被保険者としている。
- 船員保険の失業部門と雇用保険制度との統合に伴い、船員についても適用除外とする年齢を原則65歳以上とする。その経過措置として、適用除外とする年齢を段階的に引き上げる必要がある。

(5) 船員保険の運営主体の見直し

(略)

(6) 不服審査

- 施行日以後に、改正前の船員保険法の規定に基づいて行った職務上疾病・年金部門及び失業部門に係る処分についての審査請求は、社会保険審査官及び社会保険審査会に対して行うことが適當である。

3 制度見直しに関する周知

- 今回の船員保険制度の見直しに伴い、船員保険の被保険者及び船舶所有者が、制度の変更に関する情報が不足することにより、給付の申請等に際して不都合や不利益が生じることがないように、今後、制度の見直し内容について周知を十分に行うべきである。

船員保険事業運営懇談会参考者名簿

公益委員

- ◎岩 村 正 彦 (東京大学大学院法学政治学研究科教授)
○野 川 忍 (東京学芸大学教育学部教授)
西 村 万里子 (明治学院大学法学部政治学科教授)

被保険者側委員

- 三 宅 隆 (全日本海員組合 企画室担当中央執行委員)
【第4回まで 藤 澤 洋 二 (全日本海員組合 副組合長)】
大 内 教 正 (全日本海員組合 副組合長)
三 尾 勝 (全日本海員組合 国内局長)
清 水 保 (全日本海員組合 企画室長代行)
木 村 裕 士 (日本労働組合総連合会 総合政策局長)

船舶所有者側委員

- 江 口 光 三 (社団法人日本船主協会 労政委員会委員)
中 村 清 次 (社団法人日本旅客船協会 副会長)
【第1回まで 谷 口 征 三 (社団法人日本旅客船協会 副会長)】
三 木 孝 幸 (日本内航海運組合総連合会 総務・財務委員会委員)
小 坂 智 規 (社団法人大日本水産会 常務理事)
遠 藤 寿 行 (社団法人日本経済団体連合会経済第三本部副本部長)
【第1回まで 松 井 博 志 (社団法人日本経済団体連合会国民生活本部長)】

(◎ : 座長 ○ : 座長代理)

注) 前任者の役職は当時のもの